



# 令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の外来受診・療養の流れ

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。発熱などの症状がある場合、以下の情報を参考にしてください。

## 発熱などの症状がある場合

医療機関  
の受診  
相談窓口  
等

### 自己検査を希望する方

感染拡大時には、外来のひっ迫回避のため、重症化リスクの低い方(※)は自己検査を推奨

検査キットは自己にて購入

「体外診断用医薬品」または「第一類医薬品」と表示のあるもの

(※)重症化リスクのある方:65歳以上の方、妊婦、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下の者等

### 医療機関受診を希望する方

#### かかりつけ医等の医療機関を受診

または、

対応可能な 外来対応医療機関 を府ホームページで公表

医療機関をお探しの方は 大阪府 外来対応医療機関

## 相談窓口

新設

### ●大阪府コロナ府民相談センター

・発熱時の受診相談、体調急変時の相談など(看護師配置あり)  
 全日24時間受付 (令和5年5月8日(月)午前9時から運用開始)

電話 06-7178-4567  
 FAX 06-6944-7579



- #7119(救急安心センターおおさか)  
すぐ受診すべきか、救急車を呼ぶべきか迷ったとき
- #8000(小児救急電話相談)  
夜間の子どもの急病時、病院に行った方がいいか判断に迷ったとき
- 保健所 お住まいを管轄する保健所へ

陽性の  
場合  
療養等

### 自宅療養

(自主的な)

#### 自宅療養者支援サイト



(QRコード)

### 入院

(医師の判断による)



原則、医療機関間  
による調整

終了

- ・自宅療養者への健康観察・パルスオキシメーターの貸与
- ・配食サービス・隔離のための宿泊療養施設

## 外来

他の疾患同様、医療費は基本的に自己負担が発生します

## 入院

医療費の  
自己負担

- ・医療費:保険診療(自己負担あり)
- ・検査費用:保険診療(自己負担あり)
- ・解熱剤、咳止め薬など:保険診療(自己負担あり)
- ・経口抗ウイルス薬や中和抗体薬などのコロナ治療薬:自己負担なし(令和5年9月末までの予定)

- ・医療費:保険診療(自己負担あり)
- ・検査費用:保険診療(自己負担あり)
- ・解熱剤、咳止め薬など:保険診療(自己負担あり)
- ・経口抗ウイルス薬や中和抗体薬などのコロナ治療薬:自己負担なし(令和5年9月末までの予定)
- ・高額療養費の自己負担限度額から、2万円を減額(2万円未満の場合はその額)(令和5年9月末までの予定)

療養証明  
発行

### 令和5年5月7日までに陽性判明

発行が可能な方

- ・発生届出対象者 ※My HER-SYSの利用は令和5年9月末まで可

### 令和5年5月8日以降に陽性判明

発行は行いません

陽性の  
場合



- 外出を控えることが推奨される期間は  
 ・発症日を0日目(無症状は検体採取を0日目)として5日間かつ、5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間が経過するまで  
 ・10日間経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、周りの方へうつさないよう配慮をしましょう

例)	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
発症日	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
有症状患者		有症状	有症状	軽快	症状軽快後 24時間経過						
有症状患者		有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後 24時間経過		

感染症法に基づいた外出自粛や就業制限は求められません

濃厚接触者

濃厚接触者の特定及び行動制限がなくなります

基本的な  
感染対策

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられてからも、感染拡大を防ぐため、引き続き、基本的な感染対策を心がけましょう。  
 ・手洗い、手指消毒 ・咳エチケット ・こまめな換気 ・「3密」の回避(密集、密接、密閉) ・マスクの着用(※)

※マスクの着用については、本人の意思に反してマスクの着脱を強いる事がないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。